

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業委託業務仕様書

1 委託業務の目的

複雑化・複合化した生活課題等の支援ニーズを抱えながらも自ら助けを求めないために、必要な支援が届いていない人及びその家族に対し、家庭訪問、面談及び同行支援並びに電話及びにメール等による働きかけ（以下「家庭訪問等」という。）を行い、信頼関係を構築しながら必要な支援を届けるとともに、対象者に寄り添った継続的な伴走支援を行うことで抱える課題の状況が悪化することを防ぎ、緊急の場合には速やかに介入できる体制を整えること。

2 委託業務の対象者

米子市内に居住している者であって、支援が必要な状態にあるが自ら助けを求めない、次の状況にある方及びその家族。（以下「要支援者」という。）

- (1) ひきこもり状態にある方。
- (2) 生活課題を有するが、行政機関や関係機関等との関わりに拒否的な方。
- (3) その他複雑化・複合化した課題を有するなど、継続的な支援を必要とする方。

3 委託期間

委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

委託事業者は、委託業務として、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 要支援者の情報を知り得た場合に、その者に係る情報を米子市に提供すること。
- (2) 米子市が開催する支援会議及び重層的支援会議（以下この号において「重層的支援会議等」という。）に参加し、支援の対象とする要支援者の支援方針等について協議するとともに、定期的に既存の支援プランの妥当性を確認し、見直しが必要と判断した場合は、重層的支援会議等にて提案し、協議すること。
- (3) 支援プランに基づき、要支援者に対して家庭訪問等を行うこと。
- (4) 家庭訪問等を行う中で支援プランの内容を再検討する必要がある場合や、支援を行う上で課題が生じた場合は、その都度その旨を米子市に報告すること。
- (5) 米子市が指定する研修を受講すること。

5 遵守事項

委託事業者は、次に掲げる事項を遵守して、委託業務を実施しなければならない。

- (1) 委託業務は、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業ガイドライン（令和6年4月1日策定）に定めるところにより処理すること。
- (2) 委託業務の処理に関する苦情等への対応は、原則として、委託事業者の責任において行うこと。
- (3) 個人情報を含む資料については、適切かつ厳重に管理すること。

6 その他

本仕様書に定めのない事項については、米子市及び委託事業者の協議により定めるものとする。